
第1章

プラン策定の概要

第1章 プラン策定の概要

1. プラン策定の趣旨

我が国では、終戦の年の昭和20（1945）年の婦人参政権に関する閣議決定以降、女性の地位向上のための法整備が進められました。平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行されたのを機に、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現に向けた機運が高まりました。

また、平成28（2016）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、我が国が少子高齢化による労働人口の減少といった構造的な変化に直面する中、社会の様々な分野における女性の活躍への期待は今後ますます高まりつつあります。

こうした流れを受け、国は令和2（2020）年に「第5次男女共同参画基本計画」を、福岡県は令和3（2020）年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

本市では、基本法にさきがけ平成10（1998）年に「のおがた男女共同参画プラン」を策定し、基本法の趣旨を踏まえて平成15（2003）年に「直方市男女共同参画推進条例」（以下「推進条例」という。）を公布・施行しました。平成30（2018）年には「第3次のおがた男女共同参画プラン」を策定し、子育て、教育、家庭・地域、高齢者福祉など、あらゆる分野の施策の中に男女共同参画の視点を横断的に定着させ、市民や事業所とも一体となって、課題の解決に向けた事業を行ってきました。

しかしながら、推進条例の施行から20年を経過した現在でも、依然として男女共同参画の意識が市民に浸透したとはいえず、課題は山積したままです。

このたび本市では「第3次のおがた男女共同参画プラン」の前期実施計画期間の終了に伴い、中間年度である令和4年度に見直しを行いました。これまでの取り組みを検証し新たな施策を盛り込んで、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため「第3次のおがた男女共同参画プラン（後期計画）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

2. プランの位置づけ

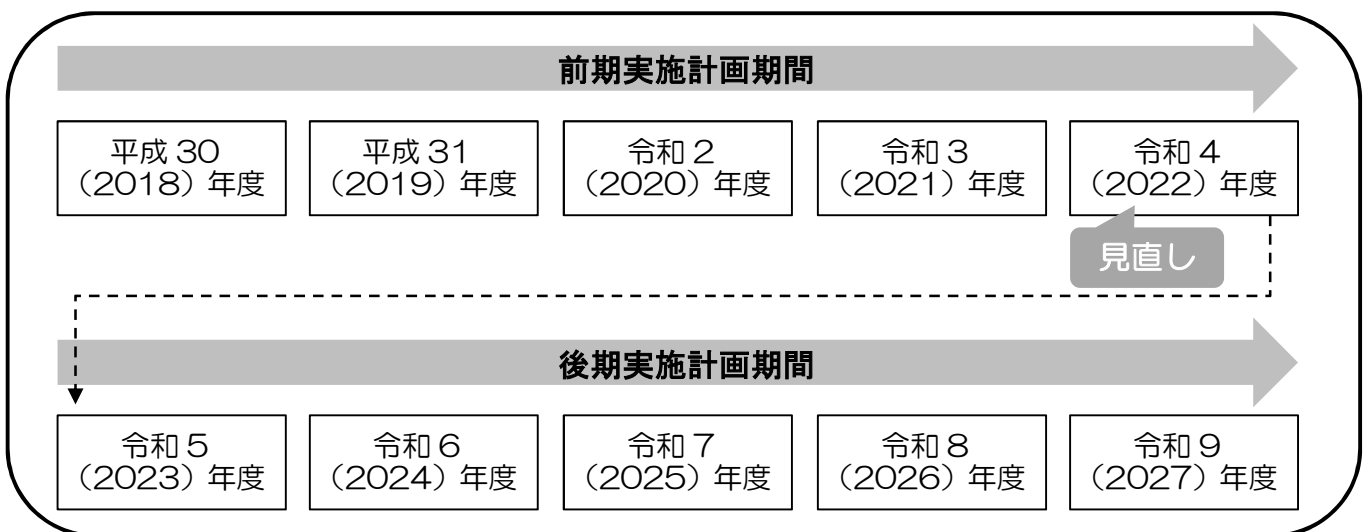
本プランは、平成 28（2016）年度に実施した「直方市男女共同参画社会づくりに向けた市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）と「直方市男女共同参画社会に関する企業・事業所調査」（以下「企業・事業所調査」という。）の結果を基礎資料とし、本市の男女共同参画における現状と課題や社会的動向等を踏まえた上で、「直方市男女共同参画審議会」からの提言を受けて策定しました。本市の男女共同参画社会の実現に関し、総合的かつ計画的に講ずるべく施策について体系化し、今後の方向性や実施すべき事項を定めるものです。

本プランを策定するにあたり、国や福岡県の関連計画を踏まえた上で、「第 6 次直方市総合計画」や、本市における関連分野の条例・計画などとも整合性を図っています。また、本プランは以下の法律や条例に基づく各計画として位置付けます。

- ①基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び推進条例第 8 条第 1 項の規定に基づく「基本計画」
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく「市町村基本計画」
- ③女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」

3. プランの計画期間

第 3 次のおがた男女共同参画プランは、平成 30（2018）年度から令和 9（2027）年度までの 10 年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化や、国や福岡県の施策等を考慮し、より実効性の高い計画とするために、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度を前期実施計画期間、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を後期実施計画期間とし、令和 4（2022）年度に見直しを行いました。



4. 男女共同参画に関する社会情勢

(1) 世界の動き

昭和 47（1972）年の国際連合（以下「国連」という。）総会において、女性の自立と地位向上を目指して世界的規模で取り組むために、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」とすることが決定されました。同年、メキシコシティで国連が開催した国際婦人年世界会議では、男女平等の推進と女性問題の解決のための指針となる「世界行動計画」が採択されました。そして同年の国連総会でこの「世界行動計画」を承認するとともに、昭和 51（1976）年から昭和 60（1985）年までを「国連婦人の 10 年」とすることを宣言し、その目標を「平等・発展・平和」と決めました。

「国連婦人の 10 年」の最終年に当たる昭和 60（1985）年に、ケニアのナイロビで「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議が開催され、ここでは 10 年間の成果の検討と評価を行い、さらに西暦 2000 年に向けて各国等が実状に応じて効果的措置をとる上でのガイドライン「2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択しました。

その後、アジアで初めて開かれた第 4 回世界女性会議は、平成 7（1995）年に北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12（2000）年には、その後の戦略を協議するため国連特別総会において「女性 2000 年会議（北京+5）」が開催され、「行動綱領」採択 5 年後の実施状況を検討・評価するとともに、同行動綱領の完全実施に向けた戦略を協議する目的で開催され、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と行動綱領の実施促進のため「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）を採択しました。

その後北京会議から 10 年目にあたることを記念し、平成 17（2005）年には第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」が開催され、さらに北京会議から 15 年後の平成 22（2010）年には第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の完全実施が必須であること等が確認されました。

平成 27（2015）年には、「北京宣言及び行動綱領採択」20 年を記念して第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」や「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施し、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

同年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことを、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げています。このように、国連主導で女性の地位向上のための国際的な取り組みが行われています。

(2) 日本の動き

国際的な動きを受けて、我が国でも女性の地位向上のため、昭和 52（1977）年「国内行動計画」が策定されました。昭和 60（1985）年には、「国籍法」の改正や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の公布といった法整備が行われ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が批准されました。昭和 62（1987）年、男女共同参画型社会の形成を目指すことを総合目標とした「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され、平成 6（1994）年、「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置されました。

そして、平成 11（1999）年に公布・施行された基本法では、男女共同参画社会の実現は「21 世

紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けられ、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国・地方公共団体・国民の責務などが定められました。その翌年には、基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、都道府県や市町村においても基本計画を策定することが求められるようになりました。

平成13（2001）年、女性への暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行され、その後の法改正で同法の基本方針に沿った基本計画の策定を都道府県に義務付け、市町村においては努力義務とされました。

平成15（2003）年、男女共同参画推進本部は、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待し、各分野における取り組みを促進する「2020年30%」の目標を決定しました。また同年、企業（従業員101人以上）や国、地方公共団体の従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件整備を進めるための行動計画を義務付ける「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行されました。平成19（2007）年、関係閣僚や各界の代表者などで構成される「官民トップ会議」にて、国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であるとした「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{※1}）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、女性も男性もともに活躍できる社会づくりが進められてきました。そして、平成27（2015）年、働く場面で活躍したいと願うすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性活躍推進法が公布、翌年施行されました。

令和2（2020）年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、取り組むべき事項としてあらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に施策に反映させることが不可欠であるとしています。

（3）福岡県の動き

福岡県では、国連が採択した世界行動計画や国内行動計画の策定を背景に、昭和55（1980）年に「婦人問題解決のための福岡県行動計画」を策定しました。昭和61（1986）年に第2次、平成8（1996）年に第3次計画を策定し、女性の地位向上を図りました。平成13（2001）年、基本法に基づき「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌14（2002）年「福岡県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

この間、平成8（1996）年には県内の男女共同参画を推進する拠点施設として「福岡県女性総合センター（平成15（2003）年「福岡県男女共同参画センター」へ改称）『あすばる』」を開設しました。平成18（2006）年「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定（平成23（2011）年に第2次、平成28（2016）年に第3次計画を策定）し、DV防止へさらなる理解を広げ、被害者の安全確保と自立支援を一層強化するための総合的な施策を実施しています。

また、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の拡大など新たな対応も必要となり、より一層男女共同参画推進の取り組みを進めるために、令和3（2021）年3月に「第5次福岡県男女共同参画計画」及び「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

※1…「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

5. 直方市の取り組み

本市では、平成4（1992）年、当時の市長室企画課に女性行政を総合的に推進するための窓口を開設し、同時に庁内の推進体制として「直方市女性行政推進協議会」を設置しました。平成5（1993）年、「女性に関する市民意識調査」を実施し、男女間の意識の差や現状を把握した上で、平成6（1994）年、庁内の機構改革により企画調整課に広報広聴・女性対策係を設置し、女性行政の長期行動計画の策定に向けて本格的に取り組みを進めました。計画策定にあたり、平成7（1995）年、市長は「直方市女性問題懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置し意見を求め、1年6か月にわたる審議を経て、懇話会から「直方市の女性行政のあり方」について答申をいただき、それを基に平成10（1998）年、「のおがた男女共同参画プラン」を策定しました。

平成13（2001）年、「直方市女性行政推進協議会」を改め、「直方市男女共同参画推進本部」を設置しました。また、懇話会を廃止し、推進条例の素案を作成する諮問機関として「直方市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置しました。同年、「第2回女性に関する市民意識調査」を実施した上で、推進会議から推進条例の素案の答申を受け、平成15（2003）年、推進条例を公布・施行しました。この条例では、「男女共同参画社会の実現は、市の将来を決定する重要な課題である」と位置付け、市・市民・事業者の責務が定められています。また、推進条例の施行と同時に、推進会議を「直方市男女共同参画審議会」に改めました。

推進条例に基づいて「のおがた男女共同参画プラン」の見直しを実施し、本市が取り組む施策を総合的にまとめ、「第4次直方市総合計画」との整合性を図りながら、平成16（2004）年、「のおがた男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。その後、平成19（2007）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）に基づき、平成20（2008）年に「第2次のおがた男女共同参画プラン」を、平成25（2013）年には「第2次のおがた男女共同参画プラン後期計画」を、さらに、平成28（2016）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」に基づき、平成30（2018）年3月に「第3次のおがた男女共同参画プラン」を策定しました。

男女共同参画を推進する拠点施設として、平成11（1999）年、第2期懇話会から「男女共同参画社会実現の活動拠点の整備と機能について」提言をいただき、平成15（2003）年、「直方市男女共同参画推進支援室」を設置しました。また同年、女性に関する相談窓口を開設しました。平成19（2007）年、同支援室を市民の皆さんにより親しんでいただくために愛称とシンボルマークを募集し、「えみくる」（未来を笑顔にしていく「笑未来」という意味）に決定しました。更なる拠点施設の強化を図るため、勤労者婦人及び勤労者家庭婦人の資質向上を目的に建設された「直方市働く婦人の家」を、男女がともに社会参画していく学習や交流の場となるように、平成24（2012）年「直方市男女共同参画センター」（以下「男女共同参画センター」という。）に名称変更し、それに伴い、「直方市男女共同参画推進支援室」を「直方市男女共同参画センター別館」に名称変更しました。



「えみくる」シンボルマーク

直方市のイニシャル「N」をモチーフに男女（人）と共同（助け合い）を表現しています。また、3つの丸は、男女共同参画社会の実現を目指し、市民を中心に企業と行政が力を合わせていくことを表しています。

女性が様々な方針決定の場へ参画していくための取り組みとして、平成7（1995）年、審議会や委員会等へ女性の参画を進めるために「女性人財情報バンク」を設置しました。また、平成8（1996）年、「直方市審議会等への女性委員登用推進に関する要綱」（以下「女性登用推進要綱」という。）を施行し、女性の登用率を30%とする目標を立て（平成20（2008）年から35%、平成25（2013）年から40%に改正）、男女双方の意見を取り入れた審議会等の運営を進めています。

市民への啓発事業として、平成8（1996）年、第1回『のおがた女性のつどい』（第8回から『のおがた男女共同参画フェスタ』、第21回から『のおがた男女共同参画フォーラム』に名称変更）を開催しました。平成9（1997）年、男女の平等と意識の変革を図り、男女共同参画社会の実現を目的とする女性グループ「のおがた女性ネットワーク『夢ネット』」（直方男女共同参画「夢ネット」、以下「夢ネット」という。）が誕生しました。これを契機に市民の活動の輪が広がり、時代とともに形を変えながら男女共同参画社会の実現に向けて様々な団体が活動しています。こうした団体が行う男女共同参画推進を目的とした活動に対して、市民企画講座補助金制度の活用や活動場所の提供、広報での周知など協力体制を整え積極的に支援しています。

庁内の推進体制として、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画（第4期）」を策定し、男性職員の育児休業取得促進や管理的地位への女性職員の登用及び能力開発機会の創出等、男女がお互い能力を発揮できるよう施策を推進しています。女性の視点を取り入れた行政運営を進めていくため、女性職員の管理監督者への任用について、第3次のおがた男女共同参画プラン（前期実施計画期間）では、「市職員の管理職に地位に占める女性の割合」の目標値を15%以上と掲げ、本プランにおいては20%以上と設定しています。

このように、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、市民及び民間団体による男女共同参画の取り組みを支援することを目的とするセンター条例の趣旨に基づいた業務と、多様化する時代の中で多文化共生等に対応すべく時代の経過とともに現状と課題を明らかにしながら見直しを行ってきた本プランに則り、誰ひとり取り残さない包摂的な取り組みを進め、ともに生きやすい共生社会となるよう本市の男女共同参画を推進しています。